

# 国立大学法人東京外国語大学特命教員に関する規程

〔平成22年 5月18日〕  
規 則 第 40 号

改正 平成24年 3月27日規則第47号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学短時間勤務特定有期雇用職員就業規則（平成24年規則第90号。以下「就業規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、特命教員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用対象)

第2条 特命教員は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）第23条に基づき、満63歳又は満64歳の定年年齢を選択した教員のうち、退職後、引き続き本学において教育又は研究業務に従事する意思のある者から決定する。

(雇用期間)

第3条 特命教員の雇用は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、1回に限り更新することができる。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、満64歳の定年年齢を選択した教員については、更新することができない。

(意思の確認)

第4条 学長は、国立大学法人東京外国語大学教員の選択定年制に関する規程（平成22年規則第12号）第4条の規定に準じて、本人の雇用希望の意思を確認するものとする。

2 前項の規定は、第3条第1項ただし書きの更新においても準用する。

(雇用の決定)

第5条 前条により雇用希望があった者については、各部局において職務内容等の審議を行い、各部局長が学長に上申するものとする。

2 学長は、前項の上申に基づき役員会で審議のうえ、決定する。

3 学長は、前項により雇用を決定した場合は、本人及び各部局長へ通知する。

(職務内容)

第6条 特命教員の職務は、教育業務並びに研究業務を基本とし、その他各部局で定める業務とする。

(研究費)

第7条 学長は、各部局に対して、特命教員に係る研究推進のための経費（以下「研究費」という。）を配分する。

2 前項の配分する研究費の額は、学長が別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。